事　務　連　絡
令和８年１０月１９日

就労系障害福祉サービス事業所
特定相談支援事業所　　各位

桑名市社会福祉事務所長
（ 公 印 省 略 ）

就労系障害福祉サービスにおける在宅利用の要件遵守及び手続きについて（通知）

日頃より、本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、就労系福祉サービスにおける在宅利用につきましては、一部で不適切な事業運営が散見されることから、令和９年度報酬改定に向け、**在宅支援の対象者要件を「通所を上回る支援効果が認められる者」に限定することや、基本報酬の一定程度の引き下げ、さらには定員に対する在宅利用者の割合に上限を設けること**など、抜本的な厳格化が具体的に検討されております。

各事業所におかれましては、今後の制度改正の方向性を念頭に置き、現行要件の遵守をはじめとする適正な事業運営に努めていただくようお願いいたします。

つきましては、本市における在宅利用の適正化および支給決定手続きの厳格化を図るため、下記の事項について改めてご確認のうえ、適切な対応を徹底してください。

記

１．就労系障害福祉サービスにおける「在宅利用」の原則

就労系事業所（就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型）は、「通所により適切な訓練や生産活動を行うこと」が原則です。

在宅利用はあくまで「例外的な措置」であり、本人の障害特性等により通所が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市が判断し、かつ通所よりも高い支援効果が見込まれる場合に限られます。

２．事業所に求められる支援体制（必須要件）

在宅利用を行うにあたっては、添付資料①P20～21 の留意事項にある通り、事業所の支援体制が整っていることが報酬算定の必須要件です。

・常に在宅利用者が行う、訓練等のメニューが確保されていること
・１日２回以上の連絡、助言又は進捗状況の確認等（日報の作成）
・緊急時に職員が速やかに利用者の元へ駆けつけられる体制の整備
・週１回以上の評価の実施

※「単なる自習」や「就労能力の向上につながらない活動」は、就労支援の実態として認められませんので厳に慎んでください。

３．市によるアセスメントと申請手続きの流れ

在宅利用の開始・更新にあたっては、市による適切なアセスメント（支給決定手続き）が必要となります。該当する利用者がいる場合は、以下の通りご対応をお願いいたします。

・【就労系事業所の皆さま】

在宅利用が必要な理由や具体的な支援内容を盛り込んだ「協議書」を市へ提出いただく必要があります。

・【特定相談支援事業所の皆さま】

相談支援専門員の皆さまにおかれましては、在宅利用による効果（通所よりも高い効果が見込まれるか等）を丁寧に見極めていただき、「サービス等利用計画案」にその旨（在宅利用の効果や理由）を明記していただく必要があります。

４．事前相談についてのお願い

在宅利用（新規・更新）を希望される方がいらっしゃる場合は、手続きやアセスメントを円滑に進めるため、まずは障害福祉課の担当窓口、または市内の基幹相談支援事業所までお早めにご相談（事前相談）いただきますようお願いいたします。

【添付資料】

①「就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」
（平成 19 年４月２日障障発第 0402001 号 厚生労働省障害福祉課長通知：令和７年３月 31 日最終改正）

②「就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における在宅支援の要件遵守の徹底について」
（令和８年４月１３日 厚生労働省障害福祉課事務連絡）

③「就労系サービスに係る報酬・基準について≪論点等≫」（抜粋 P16～P28）
（令和８年９月２８日 障害福祉報酬改定検討チーム（第 64 回）資料）

問い合わせ先
桑名市役所　障害福祉課
〒511-8601　桑名市中央町二丁目 37 番地
TEL（0594）24－1171　FAX（0594）24－5812
E-MAIL：jfukusim@city.kuwana.lg.jp